

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和4年5月16日 18時15分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町曾津高埼南東方沖 曾津高埼灯台から真方位129° 2.0海里付近 (概位 北緯28° 14.0′ 東経129° 10.0′)
インシデントの概要	プレジャーヨットCalypsoは、機走により航行中、プロペラが脱落し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和4年5月24日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Calypso、5トン未満（長さ7.24m）
船舶番号、船舶所有者等	281-15809沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、中古船として購入され、船舶所有者に回航を依頼された船長が1人で乗り組み、機走により自動操舵で航行中、速力が低下したので、機関を停止して漂泊し、海中に潜ってプロペラを確認したところ、プロペラブレードが脱落しているのを認め、自力での航行継続を断念して118番通報し、来援した海上保安庁の巡視艇により瀬戸内町古仁屋漁港へえい航された。</p> <p>本船のプロペラは、フォールディングプロペラ（推進軸が回転すると遠心力によりブレード（羽根）が開くプロペラ）で、ブレードがハウジング（羽根の根元部分）に固定部品のピンで取り付けられており、船長が確認した際、ハウジングは残っていたものの、ブレード及び固定部品がなくなっていた。</p> <p>船長は、プロペラの取付け時期は不明であったが、航行中、推進軸が駆動した際の振動により、経年劣化していた固定部品が破損し、プロペラが脱落した可能性があると本インシデント後に思った。</p> <p>前船舶所有者は、本インシデントの約10年前に専門業者に委託してフォールディングプロペラを取り付け、年に1回上架した際や年に2、3回海中に潜った際に触診によりプロペラの固定状況を確認していた。</p>
分析	本船は、機走により航行中、フォールディングプロペラのブレードが脱落して推力が得られなくなり、運航が阻害されたものと考えられ

	<p>る。</p> <p>本船のプロペラのブレード及び固定部品が発見されなかったことから、プロペラが脱落に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、機走により航行中、フォールディングプロペラのブレードが脱落し、推力が得られなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長及び船舶所有者は、フォールディングプロペラのブレードが脱落することがあるので、定期的に点検すること。